

第3部 キャッシング条項

第1章 キャッシングリボ

第39条(キャッシングリボの利用方法)

1. 本会員は、当社提携先の現金自動預払機等(以下「ATM等」といいます)でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより、現金を借り入れることができます。家族会員が自己のカードを使用してATM等にて現金を借り入れた場合は、本会員の代理人としてキャッシングサービスを利用したものとします。キャッシングサービスの利用方法については、当社が別途指定する場合があります。
2. キャッシングサービスの利用額は、1万円単位で、返済方法はリボルビング払いとします。
3. キャッシングリボの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを「取引を行う目的」として当社から現金を借り受けることができます。
4. 前項の「取引を行う目的」は、海外キャッシングサービスの場合も同様とします。

第40条(キャッシングリボの利率および利息の計算)

1. キャッシングリボの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、別途定める通りとします。ただし、「利息制限法」に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が同法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものとなる場合には、適用利率は同法の上限利率まで当然に下げられるものとします。「利息制限法」の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、同法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
2. カードを他のカードに切り替えたときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。
3. 本会員は、キャッシングリボの借入金に対し、借入日の翌日から当社所定の利率による利息を支払うものとします。
4. 毎月の利息額は、毎月の締切日(前月15日)までの日々の残高に対し1年を365日(閏年は366日)として日割計算した金額を1ヵ月分とし、当月の支払期日に支払うものとします。

〈キャッシングリボの返済方式・期間・回数、利率等〉

名称	返済方式	返済期間・返済回数	借入利率
キャッシングリボ	元利定額 固定	1ヵ月～60ヵ月・ 1回～60回	一般会員 18.0% (実質年率)
〈返済例〉借入金10万円、元利定額固定返済方式、毎月返済額10,000円、実質年率18.0%の場合の返済総額は109,399円。実質年率15.0%の場合の返済総額は107,710円、返済期間・回数は共に12ヵ月・12回です。			
キャッシングリボ	元利定額 残高スライド	1ヵ月～60ヵ月・ 1回～60回	ゴールド会員 15.0% (実質年率)
〈返済例〉借入金10万円、残高スライド方式、毎月返済額5,000円、実質年率18.0%の場合の返済総額は119,723円。実質年率15.0%の場合の返済総額は115,789円、返済期間・回数は共に25ヵ月・25回です。			

※返済例の利息金額は10万円を月初(1日)に借入れ、15日締め翌月10日引落とし、付利単位100円、1年を365日として計算したものです。

※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。

※借入日等により実際のご返済内容とは異なる場合がございます。

※担保・保証人…不要

※遅延損害金……年率20.0%

※元本・利息以外の金銭の支払い

…第43条2項及び第47条に規定するATM手数料

…第20条2項の当社への送金にかかる費用

第41条(キャッシングリボの借入金の返済)

1. キャッシングリボの返済方式は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、別途定める通り、利用枠に応じて当社が決定し、変更できるものとします。また、毎月の返済額は、毎月の締切日の借入残高に応じて変更されることがあります。なお、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、別途定める返済額を超える限りにおいて月々のご返済額(1,000円単位)をご指定いただくことができ、またボーナス月増額返済ができるものとします。
2. キャッシングリボの返済は、返済元金と前条4項の経過利息の合計として当社が指定した金額を、第18条の定めにより支払うものとします。
3. 会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて支払うことができます。

①当社が別途定める期間に事前に当社に申し出ることにより、支払期日に口座振替での返済方法

②当社が別途定める期間に事前に当社に申し出のうえ、振込等にて、当社指定口座に入金する方法(振込手数料は負担いただきます)

※全額繰上返済:日割計算にて返済日までの利息を併せて支払うものとします。

※一部繰上返済:原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた利息を支払うものとします。

※振込等により当社指定口座に入金、繰上返済する場合、金融機関から当社口座に入金された日に返済手続きが行われたものとして取り扱います。

4. 本条1項の規定にかかわらず、当社が適当と認めた場合は、毎月15日の借入残高に応じて、別途定める返済額を翌月の約定支払日にお支払いいただくことができます。

① 以下いずれかの条件に合致する方

●2018年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方

●2018年4月2日以降に本会員の申し出により以下の条件を希望された方

●2018年4月2日以降に本会員の申し出によりカードを切替された方

◆元利定額残高スライド固定返済

カード入会時にキャッシングリボのご利用枠を設定された方、またはカード受領後に申込書で新たに設定された方の毎月の返済額は、15日時点のご利用残高により下記のとおりスライドし変更となります。ただし一度引き上がったご返済額はご利用残高が減っても下がりません。毎月の設定返済額は最低の返済額であり変更することができます。

15日時点の利用残高	毎月の返済額
10万円以下	4,000円
10万円超20万円以下	8,000円
20万円超40万円以下	12,000円
40万円超50万円以下	14,000円
50万円超60万円以下	16,000円
60万円超70万円以下	20,000円
70万円超80万円以下	22,000円
80万円超	24,000円

◆元利定額固定返済

カード受領後にキャッシングリボのご利用枠を申込書以外で新たに設定された方、または既にキャッシングサービスを利用中で増枠された方の毎月の返済額は、ご利用残高にかかわらず、下記利用枠に応じた最低返済額以上6万円までの本会員が指定した金額での固定返済となります。

利用枠	最低返済額	毎月の返済額
10万円	4,000円	4,000円以上
20万円	8,000円	8,000円以上
30万円・40万円	12,000円	12,000円以上

50万円	14,000円	14,000円以上
60万円	16,000円	16,000円以上
70万円	20,000円	20,000円以上
80万円	22,000円	22,000円以上
90万円	24,000円	24,000円以上

- ② 上記①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方
- 2010年2月16日から2018年4月1日までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方
 - 2010年2月15日以前にキャッシングリボのご利用枠を設定し利用されていない方
 - 2010年2月16日から2018年4月1日までに本会員の申し出によりカードを切替された方
 - ◆ 元利定額残高スライド固定返済
カード入会時にキャッシングリボのご利用枠を設定された方の毎月の返済額は、15日時点のご利用残高により下記のとおりスライドし変更となります。ただし一度引き上がった返済額はご利用残高が減っても下がりません。毎月の設定返済額は項番①の現在の利用枠に応じた最低の返済額以上に変更することができます。

15日時点の利用残高	毎月の返済額
20万円以下	10,000円
20万円超30万円以下	12,000円
30万円超40万円以下	15,000円
40万円超	30,000円

- ◆ 元利定額固定返済
カード受領後2018年4月1日までにキャッシングリボのご利用枠を設定された方、または増枠された方の毎月の返済額は、ご利用残高にかかわらず、下記利用枠に応じた最低返済額以上の金額で指定した固定返済となります。毎月の設定返済額は、項番①の現在の利用枠に応じた最低の返済額以上に変更することができます。

利用枠	最低返済額	毎月の返済額
10万円・20万円	10,000円	10,000円以上
30万円	12,000円	12,000円以上
40万円	15,000円	15,000円以上
50万円・60万円・70万円・80万円・90万円	30,000円	30,000円以上

- ③ 上記①②に該当しない方
- ◆ 元利定額残高スライド返済

15日時点の利用残高	毎月の返済額	15日時点の利用残高	毎月の返済額
10万円以下	5,000円	50万円超60万円以下	30,000円
10万円超20万円以下	10,000円	60万円超70万円以下	35,000円
20万円超30万円以下	15,000円	70万円超80万円以下	40,000円
30万円超40万円以下	20,000円	80万円超	45,000円
40万円超50万円以下	25,000円		

※ 毎月の返済額は、15日時点のご利用残高により上記のとおり変更となります。

第42条(遅延損害金)

1. 本会員が、月々のキャッシングリボの返済金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該返済金(元本分)に対し、また、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードキャッシングの未払債務(元本分)に対し、年率20.0%を乗じ1年を365日(閏年は年366日)として日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項の取扱いは海外キャッシングサービスの場合も同様とします。

第43条(ATM等利用時の手数料)

1. 会員は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用する場合、当社所定のATM手数料を負担するものとします。
2. ATM手数料は、利用金額が1万円以下の場合は110円(税込)、利用金額が1万円を超える場合は220円(税込)とし、当社の請求に基づき支払うものとします。

第2章 海外キャッシングサービス

第44条(海外キャッシングサービスの利用方法)

1. 本会員は、日本国外において、海外キャッシングサービスの利用枠の範囲内で当社から現金を借り入れることができます。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り入れて受領したものとみなします。
2. 海外キャッシングサービスは当社が発行するMastercardでは取扱いを行わないものとします。

第45条(海外キャッシングサービスの利率および利息の計算)

1. 海外キャッシングサービスの利率は、別途定める通りとします。
2. 本会員は、海外キャッシングサービスの借入金に対し、当社所定の利率による利息を支払うものとします。
3. 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで1年を365日(閏年は年366日)として日割計算した金額を経過利息として支払うものとします。
(海外キャッシングサービスの返済方式・期間・回数、利率等)

名称	返済方式	返済期間・返済回数	借入利率
海外キャッシングサービス (Visaのみ)	元利一括	1ヵ月～2ヵ月・1回	一般会員 18.0% (実質年率)
〈返済例〉借入金10万円、元利一括返済方式、実質年率18.0%の場合の返済総額は101,923円。 実質年率15.0%の場合の返済総額は101,602円、返済期間39日、回数は共に1回です。			ゴールド会員 15.0% (実質年率)

※返済例の利息金額は10万円を月初(1日)に借入、15日締め翌月10日引落とし、付利単位100円、1年を365日として計算したものです。

※借入日等により実際のご返済内容とは異なる場合がございます。

※担保・保証人…不要

※遅延損害金…年率20.0%

※元本・利息以外の金銭の支払い

…第43条2項及び第47条に規定するATM手数料

…第20条2項の当社への送金にかかる費用

第46条(海外キャッシングサービスの借入金の返済)

1. 海外キャッシングサービスの返済方式は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
2. 毎月の返済額は、第40条の毎月の締切日までの借入金と前条3項の経過利息とを合計し、第18条の定めにより翌月の支払期日に支払うものとします。
3. 海外キャッシングサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシングサービスの借入金元本は、第19条の定めにより換算された円貨とします。
4. 本会員は、当社が別途定める期間に事前に当社に申し出のうえ、振込等にて、当社指定口座に入金する方法(振込手数料は負担いただきます)により、海外キャッシングサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。

※全額繰上返済:日割計算にて返済日までの利息を併せて支払うものとします。

※一部繰上返済:原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた利息を支払うものとします。

※振込等により当社指定口座に入金、繰上返済する場合、金融機関から当社口座に入金された日に返済手続きが行われたものとして取り扱います。

5. 海外キャッシングサービスの借入金について、当社が定める日までに「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行い、当社が適当と認めた場合は、海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までを海外キャッシングサービスの利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボの利用として借入期間を算出し、利用金額に対する利息を日割計算します。

第47条(海外キャッシングサービスのATM手数料)

会員は海外クレジットカード会社等が設置するATM等を利用して借り入れる場合においても、第43条2項の定めに従うものとします。

第3章 書面の交付

第48条(書面の交付に関する承諾)

本会員は、当社が適当と認めた日から、当社が「貸金業法」第17条1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面、および「貸金業法」第18条1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を当社が交付することができることを承諾するものとします。

〈その他〉

〔お問い合わせ先〕

本規約に関するお問い合わせ・ご相談および支払停止の抗弁(第38条)に関する書面については、下記の窓口までご連絡ください。

大丸松坂屋カードのお客様は

●大丸松坂屋カード お問い合わせセンター

☎0570-088-880 大阪06-6445-3464 東京03-6627-4181

☎0570-00-8585 大阪072-686-0151

大丸松坂屋ゴールドカードのお客様は

●大丸松坂屋カード ゴールドデスク

☎0120-974-298

お得意様ゴールドカードのお客様は

●大丸松坂屋カード お得意様ゴールドデスク

☎0120-070-557

※商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。

(当社が契約する指定紛争解決機関)

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 0570-051-051